

グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

平成21年5月 1日制定
令和 元年7月16日改正
(一社)群馬県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人群馬県トラック協会（以下「協会」という。）の会員が、グリーン経営認証制度に対し認証・登録を取得又は更新した場合、その費用の一部を助成することにより認証取得の普及を図り、環境対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「グリーン経営認証制度」とは、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団(以下「交通エコモ財団」という。)が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取り組みを行っている事業者を審査の上、認証・登録を行うものをいう。
- 2 「会員」とは、協会定款に定める会員をいう。

(助成対象)

第3条 助成対象は、年度の4月1日から同年度3月31日の間にグリーン経営の認証・登録を取得又は更新したものとする。

(助成金の金額)

第4条 助成は1会員につき、1事業年度に1回とし、助成金額は、会員が認証・登録を取得又は更新に要した費用に対し30,000円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 会員は、グリーン経営認証制度に対し認証・登録を取得又は更新した場合、協会に助成金の交付申請をすることができる。

- 2 前項の申請は、別紙様式の「グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書(請求書)」により行うものとする。その際、「グリーン経営認証登録証(写)」及び「グリーン経営認証・登録又は更新に係る料金の領収書(写)」を添付しなければならない。
- 3 助成金の最終交付申請期限は、年度3月19日とする。
但し、予算枠に達した時点で受付を終了する。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、申請受付月の翌月末日までに会員に交付するものとする。

(報告の義務)

第7条 助成金の交付を受ける会員は、協会が必要と認めた場合には、協会に対して所要の報告を行わなければならない。

(付則)

- 1 この要綱は、令和元年7月16日から適用する。
- 2 改正前の要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。